

社会福祉法人 プレジール

ショートステイいちの倉指定短期入所生活介護運営規程

社会福祉法人 プレジール

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人プレジールが開設するショートステイいちの倉（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護者又は要支援者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ショートステイいちの倉

二 所在地 太田市新田市野倉町220-21

(従業者の区分、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(介護予防も合算して表記する)

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者
嘱託医師 1 名
生活相談員 1 名 (併設地域密着型介護老人福祉施設と兼務)
看護職員 1 名以上
介護職員 4 名以上
機能訓練指導員 1 名 (看護職員と兼務)
栄養士又は管理栄養士 1 名以上 (併設地域密着型介護老人福祉施設と兼務)
調理員等 (併設地域密着型介護老人福祉施設と兼務)

従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第 5 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- 一 併設利用型 1 1 名
- 二 空床利用型 特別養護老人ホームの定員 2 9 名以内

(介護内容及び利用料等)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 ～ 3 割の額とする。

- 一 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 健康チェック
- 四 送迎
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

2 第 8 条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- 一 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満 1 0 0 円
- 二 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル以上 3 0 0 円

3 事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食事については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

1) 滞在費 ユニット型個室 2, 066円(1日あたり)

2) 食費 朝食 420円、昼食 550円、夕食 550円

合計 1, 520円(1日あたり)

3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

4) 理美容代 1回 2, 500円

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービス提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費負担とする。

7 前各号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病変の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、太田市、みどり市、桐生市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない

ない。

- 一 外出しようとするときは、その都度行き先・用件・施設への帰着する予定時間を管理者に届け出て許可を得なければならない。
- 二 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。
- 三 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。また、感染症予防対策等で面会を中止する場合はオンライン面会を実施する。
- 四 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
- 五 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにすること。
- 六 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用すること。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止の対応)

第11条 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業員に対する研修の実施。
- 二 施設が整備した虐待防止のための指針の策定。
- 三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束の制限)

第12条 従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族等に現状の状態を説明し同意を得た上で行い、また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければな

らない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理)

第13条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 衛生知識の普及
 - イ 感染症の発生又はまん延の防止を図るための対策を検討する委員会を3ヵ月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ロ 感染症の発生又はまん延の防止を図るための指針を整備する。
 - ハ 介護職員その他の従業者に対し、感染症の発生又はまん延の防止を図るための研修、訓練（シュミレーション）を定期的実施する。
- 二 年2回以上の大掃除
- 三 月1回以上の整理整頓
- 四 適宜の消毒
- 五 その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

第14条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 一 事故発生の防止のための委員会を3ヵ月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 事故発生の防止のための指針を整備する。
- 三 事故発生の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 事故発生の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人プレジールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第16条 この規程の改正は理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成22年1月8日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。